3人乗り自転車貸与事業について

福祉児童課　内線227

自転車走行時の安全を確保し、良好な子育て環境のために、3人乗り自転車を貸与します。

▼**対象者**
次のいずれにも該当する方
① 4月1日現在で町内に住所のある満18歳以上の方
② 4月1日現在で満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している方で、その幼児を同乗させて3人乗り自転車を運転する方

▼**貸出台数**　普通車　10台、アシスト（電動）車　11台

▼**利用料**　無料。ただし、パンク等の修理費は、個人負担です。

▼**貸与期間**　4月初旬から平成30年3月30日（金）まで

▼**手続方法**　3人乗り自転車の貸与を希望する方は、3人乗り自転車貸与申請書を福祉児童課へ提出してください。用紙は、福祉児童課にあります。

▼**受付期間**　3月3日（金）～17日（金）（土・日除く）

▼**決定方法**　希望者が貸与予定台数を超えた場合は、福祉児童課にて決定させていただきます。（過去2年間貸出実績のない方を優先的に抽選します。）

▼**その他**　幼児は、ヘルメットの着用をお願いします。

臨時福祉給付金（経済対策分）について

●臨時福祉給付金（経済対策分）とは

平成２６年４月の消費税率の引き上げ（５％→８％）による影響を緩和するため、所得の低い方々に対して制度的な対応（軽減税率の導入）を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金（経済対策分）を支給するものです。

▼**支給対象者**
平成２８年度分の町民税（均等割）が課税されていない方
※ただし、町民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方、生活保護制度の被保護者となっている方は対象外です。

▼**支給金額**　１人　１５，０００円
（平成２９年４月～平成３１年９月分の２年半分）

▼**申請手続き先**　平成２８年１月１日において住民票がある市町村

▼**申請受付期間**　平成２９年３月１日（水）～９月１日（金）

▼**申請書**　対象になると思われる方には、平成２９年２月下旬に申請用紙と必要事項等記載した書類を郵送しました。

▼**申請受付方法**　（窓口）扶桑町役場　１階　福祉児童課前通路
（郵送）郵送申請も可能（９月１日（金）必着）

▼**問い合わせ**　福祉児童課　社会福祉グループ　内線 222・228

カクニンジャ

扶桑町高齢者あんしんネットワーク会議を開催しました

介護健康課　内線 233

1月13日に、高齢者等見守り協定事業所（町内新聞販売店、電気・ガス・水道関係事業所、金融機関等）、地区区長、民生委員、老人クラブ会長、女性の会会長、介護保険事業所による高齢者あんしんネットワーク会議を開催しました。

その中で、国立長寿医療研究センターの鈴木隆雄氏に「認知症行方不明者の実態と地域での対応」と題しご講演いただき、認知症の方が徘徊する実態から、いかに地域の見守り体制が必要かを学ぶ機会となりました。また、参加者によるグループワークでは、地域や行政がどのような役割を果たすべきか、活発な情報交換を行いました。今後も継続してこの取り組みを行っていきます。